

2021年1月12日
エール少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

2021年1月7日からの大雪による災害により、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、保険料のお支払いに一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施しております。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

担当窓口：0120-888-727 平日 11:00～15:00（土日祝日・年末年始除く）

事故受付：0120-000-455 平日 11:00～15:00（土日祝日・年末年始除く）

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	備考
【秋田県】 横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村	2021年 1月7日	災害救助法施行令 第1条第1項第4号適用
【新潟県】 長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市	2021年 1月10日	災害救助法施行令 第1条第1項第4号適用
【富山県】 砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市	2021年 1月9日	災害救助法施行令 第1条第1項第4号適用

【福井県】 福井市、あわら市、坂井市、大 野市、勝山市	2021 年 1 月 10 日	災害救助法施行令 第 1 条 第 1 項 第 4 号適用
-----------------------------------	--------------------	---------------------------------

以上